

福山市消防団
風水害対応マニュアル

2020年（令和2年）10月
福山市消防団

はじめに

2018年(平成30年)7月に発生した平成30年7月豪雨災害では、西日本を中心に北海道や中部地方を含む広い範囲で集中豪雨による多くの被害が発生し、広島県内では、土砂崩れや浸水により避難誘導中の警察官、消防団員を含む100人を超える尊い命が奪われ、福山市でも2人の方が亡くなりました。一方、地域住民の助け合いや消防、警察、自衛隊、医療機関をはじめ、多くの人々の懸命な救助活動により多くの命が救われました。

消防団は、自らも被災者であったにもかかわらず、誰よりも先に災害現場へ駆けつけ、応援隊が引き揚げた後も、最後まで活動しました。(最初から最後まで)その活動は、住民の避難誘導、救助、行方不明者の捜索、避難所の運営支援、ため池の決壊防止、土のう積み作業など、住民の生命及び安全を守るため、実に多岐にわたりました。

平成30年7月豪雨災害における消防団の活動は、地域住民に勇気を与え改めて地域の絆・コミュニティの大切さ、消防団の果たしている役割の大きさを確認するとともに、活動中の消防団員の安全管理の重要性について再認識することとなりました。

この「福山市消防団風水害対応マニュアル」は、豪雨災害を教訓に福山市において風水害が発生した場合に、全ての消防団員が『自らの命と家族の命を守る』ことを最優先とした安全行動を原則とするとともに、平時からの対策及び発災直後の消防団活動をそれぞれの地域の実情にあわせた形で示すことにより、消防団員の安全確保と消防力を最大限に発揮させることを目的とするものです。

【 第1 参集方法・基準 】

1 消防団員の参集方法

基本的な風水害発生時における参集については、団員各自がテレビ、インターネット等により気象情報を把握し、「配備基準」に達したら、各体制に応じた消防団員行動により、指定された場所へ参集するものとする。(警防支部などからの連絡がある場合も含む。)

なお、参集時は、安全を主眼として団員の安全管理を図り、二次災害防止に留意する。

2 非常配備基準

配備基準については、消防局の水防対策時の配備体制に準ずるものとする。(福山市に関する事項に限る。)

(1) 注意体制

・ 大雨，高潮，洪水の各注意報又は各警報のいずれかが発令されたとき	
階級	消防団員行動
消防団長	情報収集の徹底に努める
副団長・団本部指導員	情報収集の徹底に努める
分団長・副分団長	副団長・団本部指導員と情報共有を図る
部長・班長・団員	分団長と情報共有を図る

(2) 警戒体制

・ 大雨警報，高潮警報，洪水警報のうち2つ以上が発令されたとき	
・ 福山市に災害警戒本部以上（水防本部）が設置されたとき	
階級	消防団員行動
消防団長	(※注1) 状況により消防局へ参集
副団長・団本部指導員	(※注2) 状況により別表1へ参集
分団長・副分団長	状況により団本部から招集
部長・班長・団員	状況により分団長から招集

(3) 非常体制

・ 大雨特別警報，高潮特別警報，土砂災害警戒情報のいずれかが発令されたとき	
階級	消防団員行動
消防団長	消防局へ参集
副団長・団本部指導員	別表1へ参集
分団長・副分団長	器具庫へ参集
部長・班長・団員	器具庫へ参集

※注1 警防本部，警防支部及び警防支所が設置され，災害発生状況から警防課長と協議し必要と認められたとき。

※注2 警防本部，警防支部及び警防支所が設置され，災害発生状況から警防支部長及び警防支所長と協議し必要と認められたとき。

※消防局に警防本部が設置された場合は，消防団メールにて団本部，分団長に通知。

【 第2 平常時の対策 】

1 家庭内において

- (1) 消防団員は、各自非常持出品を準備しておき、非常時における家族との参集場所や方法を確認しておくこと。

例： 家族3日分の食料，飲料水，救急薬品，携帯ラジオ，雨具，懐中電灯，電池，ティッシュ，タオル，下着類，メモ帳，筆記用具，マッチ，ローソク，軍手，ナイフ，缶切りなど

- (2) 自宅周辺の防災マップ等を確認し，避難場所及び避難経路を確認する。
(福山市洪水ハザードマップ，土砂災害ハザードマップ等参照)

2 消防団活動において

- (1) 最新の防災情報及び災害情報が得られるように通信機器，ラジオ等の携行に努め，連絡手段を複数確保する。また，団員の安否確認のための連絡網を確保しておく。

- (2) 消防器具庫が洪水浸水想定地域内，土砂災害特別警戒区域（急傾斜地崩壊危険箇所）付近にあり被害が想定される分団は，あらかじめ車両移動場所を定め，時期を逸することなく移動させておくこと。

- (3) 管轄地域の地理，消防水利，危険要素を把握するとともに，避難場所，避難経路，危険箇所の確認と非常時の迂回路の選定や誘導方法を事前に研究しておくこと。

例： 道路・橋の状況，山・がけ崩れの危険箇所，避難場所への避難時間など

- (4) 日頃から，水防工法等の知識・技術の向上に努めること。
- (5) 指揮者（分団長等）の代理をあらかじめ選定し，指揮者の任務等について熟知させ有事に備えること。
- (6) 水防倉庫の所在地，資材の種類と保有量について把握に努めること。
- (7) 訓練等を通じて，常備消防との連携体制の強化に努めること。
- (8) 自主防災組織等との連絡体制を構築しておくこと。
- (9) 事前に，最も安全な参集経路を**確認しておくこと**。

【 第 3 災害発生時の初動対応 】

- 1 消防団員の参集は、本マニュアルに示す配備基準の他、消防団幹部については、消防団メール、各警防支部及び警防支所からの連絡、気象警報、出動要請等によるものとする。
分団員については、分団連絡網、気象警報、出動要請等により参集すること。
- 2 消防団員は、テレビ、ラジオ、災害情報メール等で災害発生の有無を確認すること。
本マニュアルに示す参集基準に達した場合には、家族の安全（勤務先の被害）に配慮しつつ、速やかにそれぞれの参集場所に参集すること。
参集に際しては、周辺の被害状況の把握に努め、緊急性があるものは、原則分団長から各署の警防支部、警防支所又は警防本部に連絡すること。
※ 必要に応じて119番通報すること。
- 3 分団員は、自己又は家族に危険が迫っている、参集経路に河川の氾濫、浸水等の危険性があるなど参集が困難な時、又は、参集途上に風雨の状況等により危険を感じた時は、一旦、安全な場所に退避した後、状況を所属分団の分団長等に報告し、指示を受けること。
参集にあたっては、必ず分団長や家族に連絡すること。
- 4 参集する途中で救助を求めている人が場合は、直ちに分団長に報告すること。
救助活動の実施については、人命救助を最優先とし、自己の安全が確保できれば、直ちに救助を行い、被災者の安全を確認した上で参集すること。
救助活動については、原則として、容易に救助できる場合及び自己の安全を確保できる場合とし、現場の状況に応じて、初動で119番通報をすること。
なお、活動については、原則、2人以上での活動とすること。
- 5 分団長は、地域住民等から出動要請があった場合は、出動場所・出動人員・出動車両・災害状況等、必要な事項について、方面隊長に報告すること。方面隊長は、各警防支部長及び警防支所長に報告し、状況に応じて警防本部に報告すること。

【 第4 水防活動 】

1 水防活動時の基本原則

- (1) 団長は、消防局（警防本部）に参集し、消防団の指揮体制を確立すること。
- (2) 副団長（方面隊長）及び団本部指導員は、別表1により参集し、各警防支部長又は警防支所長と活動調整を行うとともに、各分団の活動状況等を適宜、警防本部へ連絡すること。
- (3) 分団長は、次の状況把握に努め、方面隊長又は団本部指導員に報告すること。
 - ア 警防本部、警防支部及び警防支所等からの指示や情報をもとに、気象情報、危険箇所の確認、活動方法について協議し、出動体制を整えること。
 - イ 安全装備品（ライフジャケット、トランシーバー、強力ライト等）の装備を徹底すること。
 - ウ 分団長等は、災害現場への出動に当たり、現場の状況を把握するとともに、災害概要等について、出動団員に周知し、安全確保の指示を行うこと。
- (4) 災害現場への出動は、原則として私用車両を使用しない。また、災害対応のための人員は、消防団車両をもって搬送すること。
- (5) 災害が多発し、各分団での対応が困難な場合は、各警防支部、警防支所及び副団長（方面隊長）で調整を行い、方面隊を越えての応援が必要な場合は警防支部、警防支所及び方面隊長から警防本部に連絡し、応援を求めること。
- (6) 災害活動が長期間に及ぶ場合は、適宜、団員を交替させるなど、効率的な活動体制とすること。
- (7) 水防活動時は、安全管理を徹底し、原則2人以上で活動を行うとともに、自己の安全確保に留意すること。
 - ア 出動に当たっては、危険箇所（洪水等の浸水想定区域や土砂災害警戒区域等）、気象情報、水防警報などの情報収集に努め、常に二次災害の発生を想定して経路や活動場所の選定等を行うこと。
 - イ 水防活動を行う時は、必ず分団長へ連絡したうえで出動すること。その際、ライフジャケット等の安全装備を必ず着用すること。
 - ウ 災害現場では、地理条件等を考慮して退避場所を選定し、警戒員を配置すること。なお、退避場所については活動団員に周知しておくこと。
 - エ 警戒員は、トランシーバー、拡声器等を必ず携行し、山鳴りや地響き等の異常を感じた場合には、周囲に緊急退避の伝達を行い、退避場所へ退避すること。また、退避時の合図及び伝達方法も活動団員に周知しておくこと。
※警笛を使用する場合について、退避の合図等を常備消防と統一しておくこと。

2 警戒・広報活動の留意事項

- (1) 警防本部、警防支部、警防支所及び方面隊長からの指示により各河川の水位情報等を確認し、必要に応じて車両による警戒、広報活動を行うこと。
- (2) 出動時には、分団長等に連絡するとともに、安全装備の着用を徹底すること。
- (3) 警戒活動時には、次の事項について、状況把握に努めること。
 - ア 護岸、堤防の越水、亀裂等の状況

- イ 河川の水位，潮位の変動状況
- ウ 山崩れ，崖崩れ等の有無及び状況
- エ 浸水区域，浸水深の状況
- オ その他水防上危険と認める事項

(4) 自主避難の呼びかけ

自主避難の呼びかけを行う場合は，別紙「避難等広報活動について」を参照すること。

3 避難誘導

原則として，警防本部，警防支部及び警防支所の指示により実施すること。

なお，町内会等の要請により実施する場合は，方面隊長に連絡して実施すること。

また，避難誘導は，原則 2 人以上で実施し，安全装備の着用を徹底すること。

- (1) 避難準備・高齢者等避難開始発令前の自主避難については，個人が予め決めた場所又は避難所へ誘導すること。

※ 福山市からの依頼により，必要に応じて避難所運営に協力する場合もある。

- (2) 避難勧告，避難指示発令時は，災害発生状況と人員を考慮し，開設された避難所へ誘導すること。

- (3) 避難所への避難誘導は，原則として徒歩で行い，車両（消防車両は乗降が困難な避難者も居ること考慮する。）を使用する場合は，遠回りでも安全な経路を選択すること。

4 活動の報告

- (1) 各分団は災害活動状況を各方面隊長，団本部指導員に報告し，災害が収束した後に，報告様式 2（消防団活動報告書）により集約し，消防局警防課に提出すること。

- (2) 警防支部及び警防支所に参集した方面隊長，団本部指導員は，報告様式 1（方面隊活動報告書）を用いて，方面隊の活動状況を集約し，警防本部に報告すること。

- (3) 方面隊長，団本部指導員は，警防支部及び警防支所に参集できない場合（事故を除く）には，警防支部長，警防支所長との連絡を密にし，連絡調整及び報告を警防支部，警防支所，警防本部に対して行うこと。

【 第5 安全管理 】

1 基本的事項

水防活動は、二次災害防止を図るため、安全管理を最優先することを原則とし、安全確保については、次の事項を厳守すること。

(1) 自己の安全管理

気象条件等で、**自己**の安全確保が図れない場合は、引き返す**等**の出動を見合わせる勇気を持ち、安全な場所に退避した**うえで**、分団長等へ報告すること。

(2) 経験による安全を過信しない

夜間、豪雨の中で、冠水等**により**道路状況が視認できない場合、これまでの経験を過信して行動しない。また、濁流による堤防や道路決壊は、一瞬にして起こることを理解しておくこと。

(3) 水防活動時には、必ず警戒を行う団員を指名し、警戒監視員として専従させること。

(4) 車両は、可能な限り周囲が見通せる場所に停車し、直ちに退避できるように退路を確保する。また、車両で移動する場合は、乗車員全員で、周囲の状況確認を行い、特に河川沿いの道路を通行する時は、安全確認に留意すること。

(5) 崖及び急傾斜地付近の警戒は、落石や土砂崩壊の危険性を考慮し、警戒を行うこと。

別表1

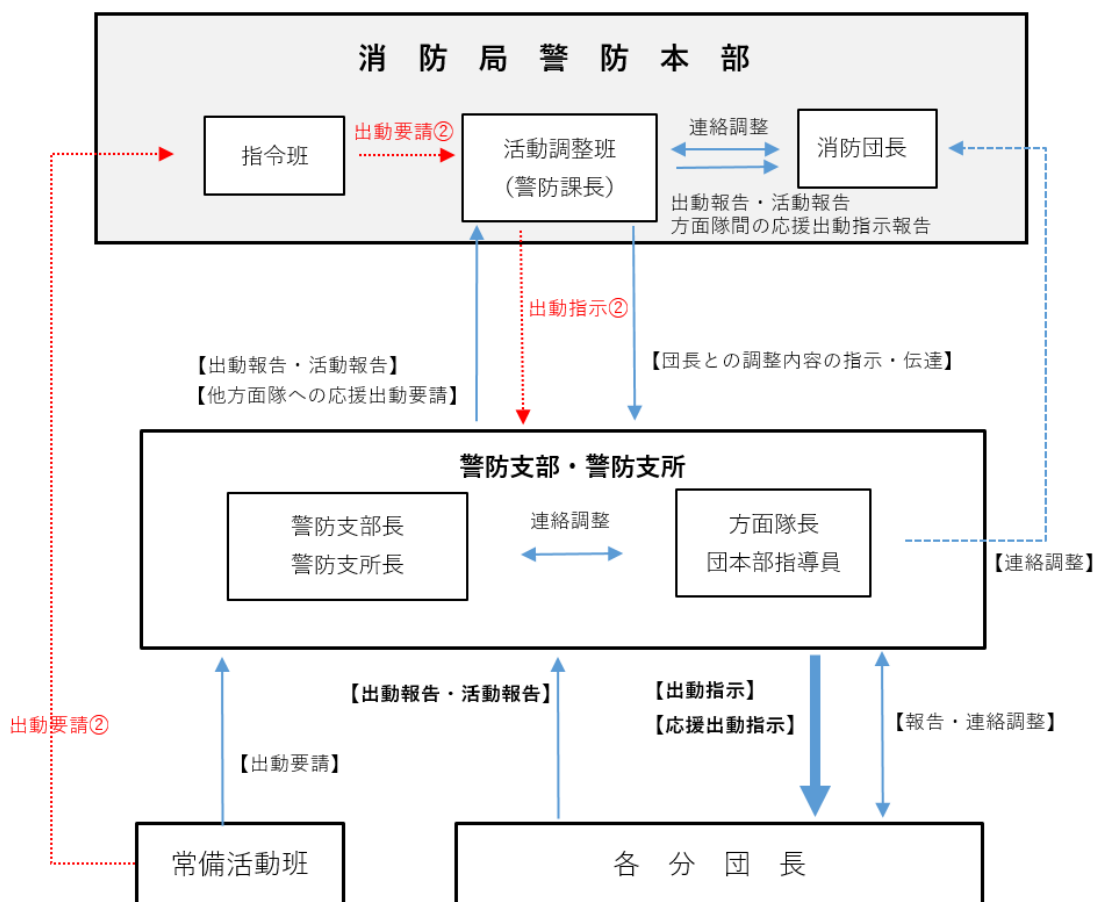
職 名	参集場所
第1方面隊長・団本部指導員	東消防署
第2方面隊長・団本部指導員	芦品消防署
第3方面隊長・団本部指導員	南消防署・北消防署
第4方面隊長・団本部指導員	南消防署・瀬戸出張所
第5方面隊長・団本部指導員	西消防署
第6方面隊長・団本部指導員	沼隈内海出張所
第7方面隊長・団本部指導員	芦品消防署
第8方面隊長・団本部指導員	深安消防署

※ 各方面隊長、団本部指導員は各消防署所と調整し、いずれかの消防署に参集すること。

※ 参集場所は、災害発生状況**等により**、警防支部、警防支所、方面隊長及び団本部指導員と調整し、別表1以外とする場合もある。

※ 参集した警防支部、警防支所の管内において、他方面隊の分団指揮をとることが災害対応上必要である場合は、方面隊長間で調整し、その内容を警防本部に報告すること。

【警防本部，警防支部及び警防支所設置時の系統図】



- ・各分団長は、**参集及び活動状況**を方面隊長（団本部指導員）へ報告すること。
- ・各分団への出動指示は，方面隊長（団本部指導員）が行う。
- ・各方面隊長（団本部指導員）は，警防支部及び警防支所と調整し，各分団長に出動を指示する。
出動を指示したときは，方面隊長（団本部指導員）が警防本部に報告すること
- ・他方面隊への応援要請は，警防支部及び警防支所（各方面隊長，団本部指導員）から警防本部へ要請すること。
- ・常備活動班からの出動要請については，原則として警防支部及び警防支所に連絡するが，状況により常備活動班から指令班（指令課）及び活動調整班（警防課長）経由で，出動指示をする場合もある。（出動要請，出動指示②）
- ・方面隊長（団本部指導員）が，警防支部及び警防支所に参集できない場合（事故などを除く）であっても，方面隊長（団本部指導員）は各分団から**出動及び活動**の報告を受け，警防本部，警防支部及び警防支所に報告すること。